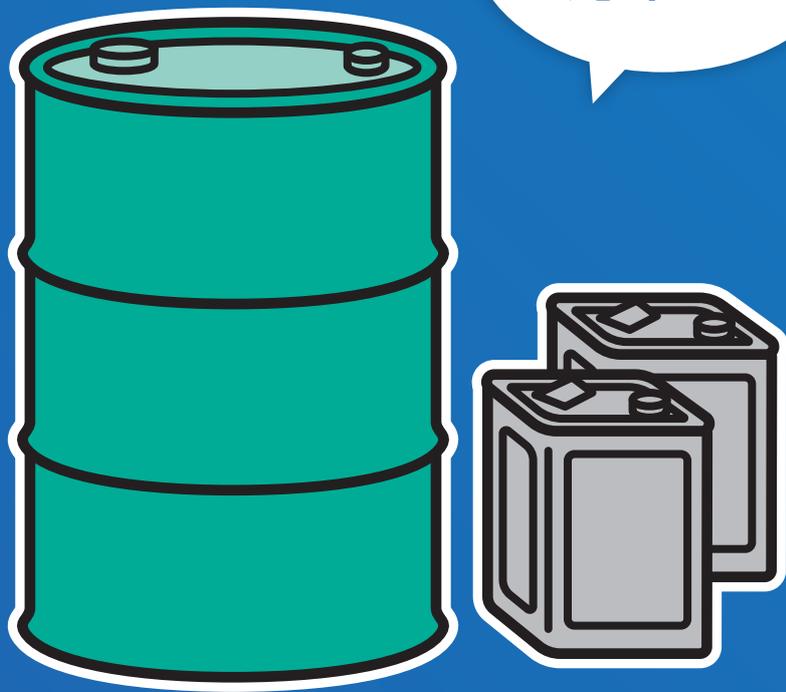


化学物質の届出は お済みですか？

届出期限は
6月末まで

年間取扱量
100kg以上

SDSで
化学物質の
確認を



東京都化学物質適正管理制度

東京都では、環境確保条例に規定する工場・指定作業場のうち、適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱う事業所に使用量等の報告及び化学物質管理方法書の作成をお願いしています。

なお、本届出については、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度の届出とは別に、提出が必要となりますのでご注意ください。

《適正管理化学物質一覧》

番号	適正管理化学物質名	PRTR
1	アクロレイン	○ 10
2	アセトン	○
3	イソアミルアルコール	○
4	イソプロピルアルコール	○
5	エチレン	○
6	塩化スルホン酸	
7	塩化ビニルモノマー	○ 94
8	塩酸	
9	塩素	
10	カドミウム及びその化合物	75
11	キシレン	○ 80
12	クロム及び三価クロム化合物	87
13	六価クロム化合物	88
14	クオルピクリン	○ 285
15	クロホルム	○ 127
16	酢酸エチル	○
17	酢酸ブチル	○
18	酢酸メチル	○
19	酸化エチレン	○ 56
20	シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機化合物)	144
21	四塩化炭素	○ 149
22	1,2-ジクロロエタン	○ 157
23	1,1-ジクロロエチレン	○ 158
24	1,2-ジクロロエチレン	○ 632
25	1,3-ジクロロプロペン	○ 179
26	ジクロロメタン	○ 186
27	シマジン	113
28	臭素化合物(臭化メチルに限る)	○ 386
29	硝酸	

番号	適正管理化学物質名	PRTR
30	水銀及びその化合物	237
31	スチレン	○ 240
32	セレン及びその化合物	242
33	チウラム	268
34	チオベンカルブ	147
35	テトラクロロエチレン	○ 262
36	1,1,1-トリクロロエタン	○ 279
37	1,1,2-トリクロロエタン	○ 280
38	トリクロロエチレン	○ 281
39	トルエン	○ 300
40	鉛及びその化合物	697
41	ニッケル	308
42	ニッケル化合物	309
43	二硫化炭素	○ 318
44	砒素及びその無機化合物	332
45	PCB	406
46	ピリジン	○ 342
47	フェノール	○ 349
48	ふっ化水素及びその水溶性塩	374
49	ヘキサン	○ 392
50	ベンゼン	○ 400
51	ホルムアルデヒド	○ 411
52	マンガン及びその化合物	412
53	メタノール	○
54	メチルイソブチルケトン	○ 737
55	メチルエチルケトン	○
56	有機燐化合物(EPNに限る。)	48
57	硫酸	
58	ほう素及びその化合物	405
59	1,4-ジオキサン	○ 150

(注)○印の36物質は、VOC(揮発性有機化合物)です。

PRTR欄は、PRTR制度における第一種指定化学物質の管理番号です。

適正管理化学物質のうち、45物質がPRTR制度の対象物質でもあります(都独自の物質は14)。

PRTR制度における第一種指定化学物質につきましては、下記の環境省ホームページを参照願います。

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/target/hosoku1.html>

◎届出書の作成については、**東京都環境局ホームページ**に掲載の「**化学物質適正管理作成・届出の手引き**」を御覧ください。(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/control/tekiseikanri>)

◎届出書の作成において、**押印は不要**です。

事業所の所在地	届出先
区・市の地域	区市役所の環境主管課
町・村の地域	多摩環境事務所
島しょの地域	環境局環境改善部 化学物質対策課

＜問合せ先＞

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 企画担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
(都庁第二本庁舎 20F 北側)
TEL(直通) 03-5388-3503